

今から知っておきたい法律改正

今年4月からパートタイム労働法や労働契約法などの改正が行われますが、**来年4月にはもっと大きな法律改正が行われる見込みです**。もし施行されれば、会社にかかりの影響をおよぼすことは必至です。少しでも概要を知って、今のうちに心の準備をしておいてください。

① 有給休暇を取らせることが企業の義務になります。

現状の有給休暇は労働者の請求がないと取らせる義務はありませんが、法律が改正されれば有給休暇の内、**年5日間は会社が労働者に希望を聞いた上で時期を指定して取らせないといけなくなります**。なお、違反した場合には**罰則も課されます**。

② 「ホワイトカラーエグゼンプション」という制度が導入されます

- ① 事務系の職種
- ② 特に専門性の高い仕事（為替ディーラーなど）
- ③ 年収1,075万円以上

上記を満たす労働者については労働時間・休日の法規制を適用しなくていい、つまり**「残業代を別途計算して払わなくていい**」という制度です。導入当初は限られた労働者にしか適用されませんが、導入後は適用が拡大する（例えば年収要件がどんどん下がる）ことは確実とされています。

※詳細はこれから議論されますので内容が変更となることがあります。

☆ 編集後記 ☆

年末年始すっかりおデブになってしまったので年明けからダイエットに励んでいます。食事制限と片道20kmのチャリ通が功を奏したようで、3週間で6キロの減量に成功しました(^)しかし、唯一の楽しみだった飲み食い絶ってしまったので、日常がとてもつまらなく感じます(泣) 目標体重まであと5キロ。誘惑に負けないよう頑張ります！



けさの朝食

みらい労働法務事務所

〒530-0053
大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F
Tel : 06-6809-5092
Fax : 06-6809-5093
e-mail info@mirai-sr.com
URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃